

おいしい

社内で回覧・掲示をお願いします。

定期健康診断(事業者健診)の結果データの提供をお願いします

提供対象 事業主様が実施する**定期健康診断**を受けた**従業員の健診結果**

定期健康診断(事業者健診)結果データを協会けんぽに提供することは**法律**^{※1}で**義務付けられている**ため個人情報保護上問題ございません。また提供にあたり**本人からの同意**^{※2}は**不要**です。

健診結果データを提供するメリット

健康保険料率に反映されます

インセンティブ制度の評価指標の一つである「特定健診等の受診率」が向上し、皆さまにご負担いただいている**健康保険料率の引き下げ**につながる可能性があります。

Q 協会けんぽ大分 インセンティブ制度



特定保健指導が受けられます

健診結果により、生活習慣の改善が必要と判定された方は、保健師等の健康づくりの専門家による健康サポートが**無料**で受けられます。



協会けんぽ大分 データ提供

検索



※1 高齢者の医療の確保に関する法律第27条、健康保険法第150条

※2 個人情報の保護に関する法律第27条

医療のかかり方をチェック! 上手な受診で医療費節約!

はしご受診をしない

同じ病気や症状の治療などで複数の医療機関を受診することを「はしご受診」といいます。

はしご受診をすると、**医療費がかさむだけでなく、重複検査や投薬が繰り返され、体にも負担がかかります。**



診断や治療方針などに不安や疑問点があれば、まずはその医師に伝えましょう

いきなり大病院に行かない

大病院は本来、高度な検査や治療が必要な患者に対応するところです。

緊急時を除き、紹介状なしで大病院を受診すると、**7,000円以上の特別料金(全額自己負担)**がかかります。

※大病院とは、病床数200床以上の病院などを指します。



まずはかかりつけ医を受診し、必要に応じて紹介状を書いてもらいましょう

時間外受診は控える

夜間や休日は、緊急性の高い重症患者などに対応する時間帯であり、**初診料や再診料**のほかに**追加の費用**がかかります。

また、夜間や休日は医療体制が縮小されているため、限られた治療しか受けられず、**平日の診療時間内にあらためて受診が必要**となる場合もあります。

受診する時間帯	割増額 (初診)	割増額 (再診)
時間外 (平日 6時~8時/18時~22時) 土曜 6時~8時/12時~22時)	+850円	+650円
休日 (日曜、祝日、年末年始)	+2,500円	+1,900円
深夜 (22時~翌6時)	+4,800円	+4,200円

※支払額は自己負担割合(2割または3割)によります。

こどもの病気やケガで受診すべきか迷ったときは

大分県子ども救急電話相談 相談時間 月曜~土曜: 19時~翌8時
#8000(097-503-8822) 日曜・祝日: 8時~翌8時

電話で看護師に相談できます



急病でやむを得ない場合を除き、診療時間に受診するよう心がけましょう

資格確認書交付申請書

記入上の注意点

不備が多い点や記入上の注意点ををご紹介します

申請書の記入漏れは、返戻や交付遅れにつながるので、

申請前に再度ご確認ください !!



健康保険 資格確認書 交付申請書

この申請書は、医療機関等においてオンライン資格確認を受けることができない場合に限り、ご使用ください。

※記入方法については「記入の手引き」をご確認ください。

1 記号・番号

2 氏名 (カタカナ)

3 対象者

4 交付が必要な方を1～3から選択のうえ、あてはまる数字をご記入ください。

5 事業主欄の記入が必要です。

社会保険労務士の
提出代行名を記入欄

以下は、協会使用欄のため、記入しないでください。

1. 収入月 (印字あり) 2. 収入月 (印字なし) 3. 収入月 (印字なし)

収入 収入 収入

2 7 5 1 1 1 0 2

全国健康保険協会
協会けんぽ

1 / 1

- 1 被保険者の資格情報のお知らせ等に記載の記号と番号をご記入ください。
※枝番は記入不要です。
- 2 被保険者の氏名をご記入ください。
必ず氏名 (カタカナ) もご記入ください。
- 3 交付が必要な方を1～3から選択のうえ、あてはまる数字をご記入ください。
- 4 項目内容を確認のうえ、必ず☑してください。
- 5 事業所勤務している被保険者および被扶養者の方の交付を申請する場合は、事業主欄の記入が必要です。事業主を経由してご申請ください。

- ・申請書は、楷書で枠内に丁寧に記入ください。
- ・生年月日は、日付が一桁の場合は、左のマスで0で埋めてください。
- ・訂正される場合は、訂正箇所を二重線 (黒) で抹消して、正しい内容をご記入ください。

資格喪失後の保険証・資格確認書の 早期回収にご協力をお願いします !

従業員様が退職された際や、扶養家族の方が扶養から外れた際には、資格喪失後の使用を防ぐため、速やかに保険証・資格確認書を回収いただきますようお願いいたします。

また、マイナ保険証を利用されていない従業員様には、マイナ保険証の利用をお勧めください。

マイナ保険証利用のメリットについて詳しくはこちら⇒

